

別紙標準様式（第7条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	平成29年度 第1回 枚方市社会福祉審議会（本審）
開 催 日 時	平成29年4月11日（火） 14時 00分から 15時 30分まで
開 催 場 所	枚方市役所 別館4階 第3、4委員会室
出 席 者	上野谷加代子委員、宮原保子委員、上谷好一委員、岡崎成子委員、 河野和永委員、高野勝委員、谷口律子委員、長尾祥司委員、永嶋里 枝委員、三戸隆委員、安藤和彦委員、大西雅裕委員
欠 席 者	多田正知委員、所めぐみ委員、本多隆司委員 明石隆行委員、橋本有理子委員、石田慎二委員、富岡量秀委員
案 件 名	1. 委員長の選出について 2. 専門分科会等の委員及び臨時委員の選出について 3. 専門分科会等の決議権限等の取り扱いについて 4. その他
提出された資料等の 名 称	1. 枚方市社会福祉審議会委員名簿（案） 2. 枚方市社会福祉審議会の傍聴に関する取扱要領（案） 3. 各専門分科会の概要 4. 枚方市社会福祉審議会条例 5. 枚方市社会福祉審議会規則
決 定 事 項	・委員長は上野谷加代子委員とし、副委員長は宮原保子委員とする。 ・会議は公開とし、会議録に記載する発言者の表記は、「委員長」若 しくは「委員」と記載する。傍聴の取扱いについては事務局案のと おりとする。 ・各専門分科会等における各委員は事務局案のとおりとする。 ・各専門分科会等の運用方法等は、それぞれの専門分科会等におい て審議する。
会議の公開、非公開の別 及び非公開の理由	公開
会議録の公表、非公表の 別及び非公表の理由	公表
傍 聴 者 の 数	なし
所 管 部 署 (事 務 局)	福祉部 福祉総務課

審 議 内 容	
発言者	発言の要旨
事務局	<p>定刻になりましたので、ただいまから、平成29年度第1回枚方市社会福祉審議会を開催いたします。私は福祉総務課長の西野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>本市では、「社会福祉法」第7条の規定により、社会福祉に関する事項を調査審議するための審議会ということで、「枚方市社会福祉審議会」を設置しております。本日は平成29年度における第1回目、委員を改選してから初めての審議会となっております。この後、委員長の選出などの案件を予定しておりますので、皆様方、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>なお、委嘱状につきましては、時間の都合上で誠に恐縮ではございますが、委員の皆様の方にそれぞれご用意をさせていただいておりますので、ご確認の上お受け取りのほど、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>それでは、開催にあたりまして、市長よりご挨拶申し上げます。</p>
伏見市長	<市長挨拶>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、本日出席の委員の方々のご紹介をさせていただきます。</p> <p><委員紹介></p>
事務局	<p>続きまして、市側の出席者の紹介をさせていただきます。</p> <p>本年4月に本市の機構改革や人事異動もございました。それに伴いまして、事務局の職員の変更もございましたので、合わせての紹介とさせていただきます。順次ご紹介させていただきます。</p> <p><職員紹介></p>
事務局	<p>続きまして、本日もお配りをさせていただきます資料につきまして、ご確認をお願いしたいと思います。</p> <p><資料確認></p> <p>それでは、委員長が選出されるまでの間、枚方市社会福祉審議会条例第7条の規定に基づき、市長が議長を務めさせていただきます。市長、よろしくお願いいたします。</p>

伏見市長	<p>それでは、委員長が選出するまでの間、議事を進めさせていただきます。まず、本日の審議会の委員の出席状況について、事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>枚方市社会福祉審議会条例第7条第3項には、委員の2分の1以上の出席をもって成立すると規定しております。委員定数19人のうち、出席者は12人となっており出席要件を満たしておりますので、本審議会は成立しておりますことをご報告いたします。</p>
伏見市長	<p>それでは、始めに委員長の選出についてお諮りいたします。社会福祉法第10条の規定によりまして、「委員長は委員の互選により置く」こととなっております。委員の皆様のご承諾が得られれば、事務局にて案をお示ししたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。</p>
各委員	<p>(異議なしの声あり)</p>
伏見市長	<p>それでは、事務局からの提案を示してください。</p>
事務局	<p>委員長には、前年度までの委員長で、同志社大学教授の上野谷委員に引き続きお願いしたいと思います。</p>
伏見市長	<p>ただいまの事務局からの提案について、ご異議ございませんでしょうか。</p>
各委員	<p>(異議なしの声あり)</p>
伏見市長	<p>ありがとうございます。「異議なし」ということですので、上野谷委員に委員長をお引き受けいただきたいと思います。よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、議長を交代させていただきます。上野谷委員、委員長席へお願いいたします。</p>
事務局	<p>そうしましたら、上野谷委員長、一言ご挨拶をお願いできますでしょうか。</p>
委員長	<p><委員長挨拶></p>

事務局	<p>上野谷委員長、ありがとうございました。恐れ入りますが、市長はこの後の公務の関係がございまして、ここで退席とさせていただきます。よろしくお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(市長退席)</p> <p>それでは、以降の進行につきまして、上野谷委員長、どうぞよろしくお願いいたします。</p>
委員長	<p>それでは、以降の進行につきまして審議に入ります。その前に本審議会の公開・非公開についての確認です。</p> <p>枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程に基づきまして、本会議の公開・非公開の取り扱いについてお諮りしたいと思います。</p> <p>枚方市社会福祉審議会条例第8条第1項では、「審議会の会議は公開とする」とされております。ただし、第1項第1号及び第2号に該当する場合は非公開とできるとしてありますが、本日の審議会の案件は、いずれも該当しないと判断されますので公開とさせていただきます。また、会議の傍聴に当たっては、本日お配りさせていただいております「枚方市社会福祉審議会の傍聴に関する取扱要領(案)」でございますが、そのとおりにしたいと思っております。</p> <p>また、会議録は、審議内容を把握することが目的でございますので、発言者は委員長、あるいは委員というように記述したいと思います。よろしいでしょうか。</p>
各委員	<p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
委員長	<p>それでは、本審議会は公開とさせていただきます、会議録についても公開でございますが、発言者は委員長、委員というような記述で作成をお願いしたいと思います。</p> <p>本日の傍聴希望者はいらっしゃいますか。</p>
事務局	<p>本日は、傍聴の希望はありません。</p>
委員長	<p>それでは各案件に入らせていただきます。枚方市社会福祉審議会条例施行規則第4条で、「審議会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める」とされております。本審における副委員長をおきたいと思っております。もし皆様のご異議がなければ、私のほうで指名をさせていただきたいと思っております。これでよろしいでしょうか。</p>

各委員	(異議なしの声あり)
委員長	<p>それでは、副委員長には、枚方市民生委員児童委員協議会会長の宮原委員にお願いしたいと思います。</p> <p>宮原委員、お引き受けいただいてよろしいでしょうか。</p>
委員	はい。
委員長	ありがとうございます。宮原委員、それでは一言挨拶をお願いします。
副委員長	<副委員長挨拶>
委員長	<p>ありがとうございました。本年は民生委員100周年でございますので、本当にお忙しいと思っておりますけれども、どうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>本日、第1回目でございますので、まずこの審議会の位置づけ、概要などについて事務局から説明をしていただきたいと思います。その後、案件に入っていきたいと思っておりますので、それぞれ事務局から説明のご準備をお願いしたいと思います。</p>
事務局	<p>それでは説明いたします。</p> <p>本審議会ですが、社会福祉法で審議することが求められております「民生委員の適否に関する事項」、「身体障害者の福祉に関する事項」、また児童福祉法で設置が求められております児童福祉審議会で検討することとなります「児童福祉に関する事項」に加え、「障害者福祉」、「子ども・子育て」、「高齢者福祉」、「地域福祉」、「社会福祉法人の設立認可等」に関する事項が、この社会福祉審議会で審議する事項となります。本日もご審議いただいております本審に専門分科会をそれぞれ設置いたしまして、調査審議を行ってまいります。</p> <p>本審では各分科会での審議経過の報告を受けることや、必要に応じて、本市の福祉施策に関する審議などを行っていただく予定としております。</p> <p>各分科会で審議を行う具体的な内容や今後のスケジュール等につきまして、それぞれの分科会の所管からそれぞれ説明をさせていただきます。</p>
委員長	それでは始めに、民生委員審査の専門分科会よりお願いをいたし

<p>福祉総務課</p>	<p>ます。</p> <p>資料3をご用意いただけますでしょうか。では1ページめくっていただきまして、枚方市民生委員審査専門分科会のご説明をさせていただきます。</p> <p>所管課ですが、本年4月からの機構改革もございまして、枚方市福祉部福祉総務課が所管となっております。</p> <p>本分科会ですが、民生委員・児童委員の適否に関する事項の調査審議で、主に民生委員・児童委員の適否に関する審査を行うこととなります。</p> <p>審査ですが、枚方市長から厚生労働大臣に対して、民生委員・児童委員の候補者の推薦を行う際に、適格要件等を確認いただくとともに、委員の皆様からのご意見を聴取させていただくものとなっております。</p> <p>根拠法令でございます民生委員法第5条第2項におきまして、民生委員の推薦を行うにあたりましては、「社会福祉審議会の意見を聞くように努めるものとする」、という努力義務ということでの規定にはなっておりますが、本市としましては、地域福祉の第一線を担う大切な民生委員・児童委員の推薦ということで、幅広い見地からさまざまなご意見をいただきながら、適正に候補者の推薦を行っていきたいという考えから、委嘱時期に合わせまして会議を開催し、委員の皆様からご意見を頂戴したいと考えているところでございます。</p> <p>また、民生委員・児童委員にふさわしくない非行があったことなどを理由に、民生委員・児童委員を解嘱させる際に、本分科会の同意が必要となるために、そのような事案が発生した際にも、会議を開催して、委員の皆様の同意を求めているところです。</p> <p>続いて、今年度の審議スケジュールについてご説明をいたします。今年度は、民生委員・児童委員及び主任児童委員の欠員補充に係る候補者の推薦についての審査を、それぞれ委員の委嘱時期に合わせまして行いたいと考えております。今年度の開催に欠員補充の委嘱時期は、平成29年8月1日付、12月1日付、平成30年4月1日付の計3回となることから、それらに合わせまして、7月上旬ごろ、11月上旬ごろ、3月上旬ごろ、このあたりでの開催を考えているところでございます。</p> <p>なお、民生委員・児童委員にふさわしくない非行があった場合を理由とし、民生委員・児童委員を解嘱させるような事案が生じた場合につきましては、このスケジュールによらず、随時開催とさせていただきます形となっております。</p>
--------------	--

<p>委員長</p>	<p>以上、民生委員審査専門分科会の説明は終わらせていただきます。</p> <p>ただいま説明いただきました。何かご意見やご質問ございましたらお願いします。</p> <p>それでは次に、障害福祉専門分科会よりお願いいたします。</p>
<p>障害福祉室</p>	<p>それでは、専門分科会についてご説明させていただきます。</p> <p>障害福祉専門分科会の所管課は、福祉部障害福祉室となります。</p> <p>審議事項といたしましては三つ掲げておりまして、イ、身体障害者の福祉に関する事項の調査審議、その他障害者の福祉に関する事項の調査審議、ロ、障害者基本法第36条第4項各号に掲げる事務、ハ、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条第9項に規定する事務となっております。このうち、ロ、にございます障害者基本法第36条第4項では、市町村は条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会、その他の合議制の機関を置くことができるとなっております、本市におきましては、障害福祉専門分科会をこの機関と位置づけております。</p> <p>各号に掲げる事務には三つございまして、要約いたしますと、一つ目として、市町村障害者計画の策定に関し、本市においては、本専門分科会に意見を聴かなければならないというところ。二つ目として、障害者に関する施策の総合的、計画的な推進について、必要な事項を調査審議すること。三つ目として、障害者に関する施策の推進について、必要な関係行政機関相互の連絡調整に関する事項を調査審議することとされております。</p> <p>続きまして、ハ、にございます障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、いわゆる障害者総合支援法第88条第9項の内容は、市町村障害福祉計画を定め、または変更しようとするときは、本専門分科会の意見を聴かなければならないと規定しているものでございます。</p> <p>続きまして、平成29年度の主な審議事項といたしましては、枚方市障害福祉計画（第5期）及び障害児福祉計画（第1期）の策定審議となっております。</p> <p>障害者総合支援法第88条に基づく枚方市障害福祉計画（第4期）が、平成29年度に終了することに伴いまして、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項や各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援または指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込みなどについてご審議いただくこととしております。</p>

また、本計画策定に当たりましては、平成28年5月に成立しました障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律により、市町村及び都道府県において、障害児福祉計画の作成が義務づけられたことを受けまして、障害児のサービス提供体制の計画的な構築を行うための枚方市障害児福祉計画（第1期）を枚方市障害福祉計画と一体的に策定することとし、障害児支援の提供体制の確保に関する成果目標についてもご審議をいただきたいと思っております。

次に、審議スケジュールについてご説明いたします。平成29年4月に障害福祉計画及び障害児福祉計画策定について諮問させていただいた後、4月27日に予定しております障害福祉専門分科会で、枚方市障害福祉計画の概要と策定スケジュールについてご審議いただくこととしております。

6月には、枚方市障害者計画（第3次）の平成28年度の進捗状況について、また枚方市障害福祉計画（第5期）、枚方市障害児福祉計画（第1期）の策定に当たり、その基礎資料とするためアンケート調査を予定しております。その調査表についてご審議をいただきたいと思っております。

4月にアンケート調査を実施した後、8月、また平成30年1月に障害福祉計画、障害児福祉計画のご審議をいただく予定としております。社会福祉審議会本審の開催の際にはご報告をさせていただきます。予定としております。

その他といたしまして、障害者基本法第11条3項に基づき、平成24年3月に策定し、平成29年3月に改訂版を策定いたしました枚方市障害者計画（第3次）について、各施策の取り組み状況等についてご意見をいただくこととしております。

続きまして、障害福祉専門分科会の第一審査部会及び第二審査部会についてご説明させていただきます。所管課につきましては、いずれも障害福祉室でございます。

まず、第一審査部会でございますが、審議事項は、社会福祉法施行令第3条第1項に規定する身体障害者の障害程度の審査に関する調査審議、並びに身体障害者福祉法第15条第2項に規定する医師の指定及び身体障害者福祉法施行令第3条第3項に規定する医師の指定の取り消しに関する事項の審査でございます。

平成29年度の主な審議事項につきましては、今申し上げました身体障害者の障害程度の審査に関する調査審議、並びに法に規定する医師の指定及び指定の取り消しに関する事項について、随時審議をいただきます。

次に、第二審査部会でございますが、審議事項は、育成医療及び

<p>委員長</p>	<p>更生医療を担当する医療機関の指定及び指定の取り消しに関する事項の審査でございます。</p> <p>平成29年度の主な審議事項につきましては、今申しあげました育成医療及び更生医療を担当する医療機関の指定及び指定の取り消しに関する事項について、随時審議をいただきます。以上で、障害福祉専門分科会の説明を終わります。</p> <p>ただいまの説明について、何かご意見、あるいはご質問がありましたらどうぞ。もちろん最後に何かありましたら、またまとめておっしゃっていただいても結構ですので、どうぞお考えいただければよろしいかと思います。</p> <p>では次に、児童福祉専門分科会よりお願いをいたします。</p>
<p>子ども青少年政策課</p> <p>子ども総合相談センター</p>	<p>それでは、児童福祉専門分科会につきましてご説明させていただきます。児童福祉専門分科会の所管課といたしましては、子ども青少年政策課と子ども総合相談センターとなっております。</p> <p>審議事項といたしましては、児童の福祉に関する事項と母子家庭等の福祉に関する事項を調査審議することとしております。</p> <p>平成29年度の主な審議事項といたしましては、平成28年3月に策定いたしました「第3次枚方市ひとり親家庭等自立促進計画」に基づきます各事業の取り組み状況の確認や評価に関しまして、ご意見をお聞きいただく予定でございます。</p> <p>第3次枚方市ひとり親家庭等自立促進計画につきましては、ひとり親家庭等をめぐる状況の把握とともに、社会経済情勢の変化や新たな課題に的確に対応するため、平成27年7月から児童福祉専門分科会においてご審議をいただきながら取りまとめたものでございます。</p> <p>なお、審議スケジュールといたしましては、本年9月に、先ほどご説明いたしました計画に基づきます各事業の取り組み状況の確認や評価につきましてご意見をいただくため、本分科会を開催する予定でございます。</p> <p>続きまして、児童福祉専門分科会、母子父子福祉審査部会及び児童福祉施設認可審査部会につきまして、それぞれ担当課よりご説明させていただきます。</p> <p>それではまず、母子父子福祉審査部会についてご説明を申し上げます。所管課でございますが、子ども総合相談センターの子ども・若者・ひとり親相談担当でございます。</p> <p>審議事項といたしましては、母子福祉資金、父子福祉資金及び寡</p>

	<p>婦福祉資金の貸し付けに関する事項でございます。この貸し付け事業は、平成26年4月に、本市が中核市に移行したことから業務を行っているもので、母子及び父子、並びに寡婦福祉法に基づき、ひとり親家庭及び寡婦の経済的自立や扶養する子供の福祉の増進を図るため、各種資金の貸し付けを行っているものでございます。</p> <p>具体的には、法に定められた12種類の資金のうち、事業開始資金や100万円を超える住宅資金などについて、各委員の専門的見地から貸し付けの可否などに係るご意見をいただくものでございます。</p> <p>次に、審議スケジュールでございますが、貸し付け申請があった場合に開催させていただくこととし、審議内容としましては一定の返済能力があるか、何か問題はないかなど、行政とは違った観点からご審議、ご意見を頂戴し、市において貸し付けの可否を決定していきたいと考えております。</p> <p>なお、これまでのところ、審議が必要な貸し付けの実績はございません。</p>
子育て事業課	<p>それでは引き続き、児童福祉施設認可審査部会についてご説明いたします。所管課につきましては、子ども青少年部子育て支援室子育て事業課でございます。</p> <p>ご審議いただく事項につきましては、児童福祉法の規定に基づく児童福祉施設等の設置及び事業の認可について審査を行い、ご意見をいただくものでございます。</p> <p>平成29年度の主な審議事項としましては、小規模保育や事業所内保育等の地域型保育事業等の開設が予定される場合、これらについては市町村の認可事業となりますので、事業内容が認可基準に適合しているかについてご審議いただくものでございます。以上です。</p>
委員長	<p>ただいまご説明がございましたことにつきまして、何かご意見、あるいはご質問ございましたらどうぞ。</p>
委員	<p>児童福祉専門分科会の児童福祉施設認可審査部会ですが、これはあくまで設置に当たっての審査ということだと思うのですが、設置された後、認可基準に適合しているかというチェックについては、また違うところが審議するのかどうか。</p>
委員長	<p>今いろんな課題が起こっておりまして、法令のない事象が起こったときの取り扱いはどこですのかという質問です。</p>

事務局	<p>児童福祉施設認可審査部会では、設置に当たっての審査をさせていただく形になります。設置後の確認等につきましては、それぞれ事業の中で確認していく形になるかと思えます。</p>
委員長	<p>それぞれで事務を分担していますが、とりあえずは審査部会でやっていただくということでしょうか。今日さまざまな事柄が起こっておりますし、そういう指摘があったり、投書があったり、いろいろございました場合に保育士が欠けているとか、いろいろあるかもしれません。そういう場合、どこで審議されますか。</p>
福祉指導監査課	<p>児童福祉施設に限らないのですが、福祉分野のいろいろな社会福祉施設などの運営面、あるいは人員基準や設備基準、そういったものを福祉指導監査課で実地指導などを行っているところでございます。特に、運営面で問題などがあった場合、例えばその業務の停止の命令でありますとか、そういったことの前に監査などを行うのは福祉指導監査課で所管しております。</p>
委員長	<p>今まで枚方市においてはそのような事象はなかったと解釈してよろしいですか。</p>
福祉指導監査課	<p>社会福祉施設についてはそういったことはございませんが、介護保険事業でありますとか、障害福祉サービスの事業所、そういったところへの指定の取り消し処分などの行政処分は行っております。社会福祉施設についてはございません。</p>
委員長	<p>委員、今の質問の答えとしてはよろしいですか。</p>
委員	<p>そうしましたら、利用者が具体的に認可基準を満たしていないかというような、もし疑問を抱いた場合の窓口としては、福祉指導監査課というところに直接問い合わせなどをさせてもらったらいいということになるのでしょうか。</p>
福祉指導監査課	<p>それぞれ施設を所管している部署に苦情があったり、あるいは福祉指導監査課に通報があったり、さまざまな経路になりますけれども、実際に主に実地で確認に行きますのは福祉指導監査課です。ですから、いろいろな通報をどの部署にされたとしても、こちらに集中してきますので関係部署と連携して確認を行います。</p>
委員長	<p>ありがとうございました。</p>

委員	<p>児童福祉施設認可審査部会の委員ということですが、ここに書いてあります審議事項の中に、事業の認可停止についての審査ということが書いてあるのですが、この停止という意味はどう理解をすればよろしいですか。</p>
委員長	<p>事務局、お答えください。</p>
事務局	<p>施設の運営上、著しく運営面で劣悪、好ましくない状況があった場合について、調査の中で改善ということを指導して、その改善がなかなかできないといった場合に、その次の段階として停止ということが考えられるのですが、その際にこの認可審査部会からのご意見を伺った上で、最終的に正式に行うかどうかという判断をすると考えております。</p>
委員	<p>ということは、その認可及び、その運営上のいろいろな問題が起こった場合には児童福祉のこの認可審査部会が審査をするということですね。先ほどの話と矛盾してくるような気がするのですがいかがですか。それとも、そういうことも両方でやるということですか。</p>
事務局	<p>法律上そういった状況があった場合には、社会福祉審議会の意見を聞くというところで、この部分につきましては児童福祉施設の認可審査部会でご意見をお聞きするという形で対応をさせていただくということです。</p>
委員長	<p>法的には社会福祉審議会でやることになっていますので、分担をしております。そして福祉指導監査課は具体的な業務に関しては全般をやっているということで、縦割りではありますが、ちゃんと情報共有をしていきますという答弁です。</p>
委員	<p>この審議事項を見させていただきますと、事業の認可が一つの項目で入っておりますが、児童福祉法の規定に基づくものということで、例えばここに地域型保育事業の中に小規模保育事業があるわけですが、児童福祉法ではいわゆる園庭の代わりにどこかに探せばよいという規定になっていると思います。規定上、数キロ離れてもよいということでブレーキがかかっていない。例えば片道歩いて10分以内というようなルールを作っていないと、際限なく広がっていく。その広がった枠の公園で、どの園も小規模保育事業はそこで登録するというようなことが起こってきますので、できれば子ども</p>

	<p>のためになるルールを作っていただければと思っています。</p>
委員長	<p>29年度の主な審議事項の中に入っておりますので、そのあたりも含めて29年度は審議されるのかどうか、いかがですか。</p>
事務局	<p>新規の認可の際には、この認可審査部会でご審議いただくわけですが、その際に、今ご意見ございました施設と園庭の距離も含めて、認可するのは適切かどうかという審議をしていただきます。認可後も、子どもが増えてきたなどの状況で、別に園庭の確保が必要になった場合にも、同様の問題が出てまいりますので、こういったことについては審査部会のご意見もいただきながら、一定の基準を考えていきたいと思っています。</p>
委員長	<p>それでは子ども・子育て専門分科会に入ります。</p>
子育て事業課	<p>それでは、子ども・子育て専門分科会についてご説明させていただきます。所管課につきましては、子ども青少年部子育て支援室子育て事業課となります。</p> <p>審議事項につきましては、子ども・子育て支援法第61条において、5年を1期とする「子ども・子育て支援事業計画」を策定することとなっており、この計画に関する事業の事項の審査を行っていただくこととなります。</p> <p>平成29年度の主な審議事項としましては、平成27年3月に策定された「子ども・子育て支援事業計画」の平成27年度から平成31年度に係る取り組みについて、平成28年度の進行管理を行うとともに、必要に応じて主要事業の目標事業量について、見直し等を行うものでございます。</p> <p>審議スケジュールとしましては、平成29年6月から7月頃に市民委員の公募及び委嘱を行った後、9月に第1回子ども・子育て専門分科会の開催を予定しており、11月以降、必要に応じて第2回以降の分科会を開催する予定でございます。</p>
委員長	<p>子ども・子育てに関して、これは教育委員会、あるいはPTAであるとか、様々な市民の方たちと一緒に、今までの社会福祉審議会で行ってまいりました事柄を連携いたしますが、この法律との関係で幅広くやっていくということと考えております。どうぞこの子ども・子育て専門分科会にも注視していただきまして、今年度、市民の公募も行われるそうですので、審議会全体で行っていくよう、お計らいをいただきたいと思っています。</p>

	<p>度につきましては、枚方市地域福祉計画（第3期）の進捗状況に関する審議としております。</p> <p>本市の地域福祉計画ですが、社会福祉法第107条に基づき、地域福祉を推進する一環ということで、平成17年3月に第1期の地域福祉計画、平成22年6月に第2期の計画、そして平成27年3月に27年度から31年度までの5年間を計画期間とする第3期計画を策定してまいりました。第3期計画の3年目にあたります本年度ですが、昨年度に引き続きまして、計画に位置づけております各施策の取り組み状況についての進捗管理を行った上で、委員の皆様へ審議をお願いすることを基本ということで考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>なお、審議にあたりましては、「ひらかた高齢者保健福祉計画21」、「枚方市障害者計画」、「枚方市障害福祉計画」、「枚方市新子ども育成計画」といった福祉に関する具体的な計画でありますとか、枚方市社会福祉協議会が策定をしております「枚方市地域福祉活動計画」とも連携を図ってまいります</p> <p>審議のスケジュールということでは、5月から6月にかけて、本分科会を開催いたしまして、第3次の地域福祉計画の進捗管理についてのご審議をいただく予定としております。本分科会は、福祉部福祉総務課の所管ということになっております。</p> <p>以上で、地域福祉専門分科会の説明とさせていただきます。</p>
委員長	<p>何かご質問、ご意見ございましたらどうぞ。</p>
事務局	<p>私からですが、今、地域共生社会実現の国の動き、特に地域力強化委員会は、8月に本報告が出るというのを聞いております。特に、5月からの議案は地域福祉計画がかなり出てくるというのを聞いておまして、ぜひこの進捗状況の進行管理、5月から6月のスケジュールでございますが、それと同時に見ていただくとよいと思います。社会福祉法も改正となっておりますので、ぜひそのあたりを注視していただいて、全国的な動きからは遅れないようにご配慮いただけたらいかなものかなと思っております。動きが早いので、どうぞよろしくお願いいたします。</p>
委員長	<p>そういった動きも踏まえながら、分科会も進めさせていただきます。</p>
福祉指導監査課	<p>ご意見等よろしいですか。それでは続きまして、社会福祉法人設立認可等専門分科会よりお願いいたします。</p>
	<p>それでは、社会福祉法人設立認可等専門分科会の説明をさせていただきます。所管課は福祉部福祉指導監査課でございます。</p>

	<p>次に、本分科会で調査、審議いただく事項についてご説明申し上げます。本分科会では、社会福祉法人の新規設立の申し出があった際、設立要件の審査や、それを認可することの適否などについてご審議いただいております。</p> <p>このほか既存の社会福祉法人への業務の停止命令や、役員の解職勧告、解散命令、また養護老人ホームや特別養護老人ホームの事業の廃止命令、設置認可の取消しなどの必要が生じた場合に、これらの処分に関する事項についてご審議いただくこととなっております。</p> <p>開催につきましては、定期的なものではなく、新たに社会福祉法人の設立認可の申し出があった場合など、案件が発生したときに随時開催することとしております。説明は以上でございます。</p>
委員長	<p>質問、あるいは、ご意見を頂戴したいと思います。</p> <p>よろしいですか。また、全体を通して何かございましたらどうぞ。ご意見やご質問などありましたらどうぞ。</p>
委員	<p>我々は民生委員専門分科会に入っていたのですが、今年度から担当課が変わったというのは、何か事務局が変わることで民生委員の活動の効率化をするため、など、どういうことが理由で所管部が変わったのですか。</p>
事務局	<p>旧担当の健康部から説明をさせていただきます。民生委員児童員の所管につきましては、これまで長年の課題でございました。地域福祉の担い手でございます民生委員、児童委員の事務を所管するのは、やはり地域福祉を所管する部であるべきではないかという議論は前からありましたが、例えば、去年につきましては、一斉改選があったとか、さまざまな理由によりまして、先延ばしになっておりまして、今回ようやく移管できたということでございます。やはり地域福祉の担い手でございます民生委員を所管するのは、地域福祉を所管する福祉部でやっていただくという考えからでございます。</p>
委員長	<p>交代したわけではないということですね。より適切なところに移管し、健康総務課ももちろん連携してやっていく、こういうことでよろしいですか。</p>
事務局	<p>はい。</p>
委員長	<p>それでは、全体を通してこれ以上質問がないようでしたら、続きまして、今いろいろお聞きをいたしました業務を、私ども専門分科会の委員</p>

事務局	<p>として、また臨時委員も含めまして審議をしていただくにあたって、改めて皆様方の所属を決めさせていただくということでございます。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは説明いたします。「社会福祉審議会条例」第10条の規定によりまして、「専門分科会に属すべき委員及び臨時員は委員長が指名する」となっております。これに基づきまして、この本審議会の場でご指名をお願いするという流れとなっております。</p>
委員長	<p>審議会の規定によりまして、私の指名ということになっているのですが、事務局で案がございましたら、それをお聞きしてお諮りしたいと思います。よろしいですか。</p>
事務局	<p>それでは、事務局で案がございましたらご説明ください。</p> <p>最初にお配りした資料1ですが、こちらが事務局案ということで説明をさせていただきます。</p> <p>専門分科会や審査部会の委員につきましては、それぞれの審議事項において、各委員の皆様のご専門とされている活動の領域を踏まえまして、ご提示の内容とさせていただいているところでございます。時間の都合もでございます。お一人ずつのご紹介は割愛させていただきますので、ご了承をお願いしたいと思います。</p> <p>本日、お越しいただきました本審の委員の皆様につきましては、本審議会での審議に加えまして、各専門分科会及び審査部会での審議についても同様をお願いしたいと考えているところでございます。よろしくお願いたします。</p>
委員長	<p>本審はもちろんですが、各専門分科会について分担をしていただき、臨時委員の方々も含めて、このようにお願いしたいと思います。</p> <p>それでは、ご異議がなければこの事務局案で認めていただくということで、私からのお願いということにさせていただきたいと思います。</p> <p>それでは、「専門分科会の決議権限等の取扱いについて」ということで、事務局からご説明をいただきます。</p>
事務局	<p>社会福祉審議会条例第10条第6項の規定によりまして、「専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）の決議をもって審議会の議決とすることができる。」と定められております。また、社会福祉審議会規則第4条では、審議会の運営に関し必要な事項は委員長が定めると規定されております。</p> <p>それぞれの専門分科会や審査部会につきましては、審議事項や審議の</p>

<p>委員長</p>	<p>頻度等により、その結果については即時性や専門性が求められるものが ございます。そのため、各専門分科会や審査部会の運用方法につきましては、それぞれの専門分科会及び審査部会において、ご審議をいただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>この審議会の運営といいますのは、この審議会規則に則って行っております。しかし、案件の複雑さ、あるいは多様な案件が出てまいりますので、専門分科会をつくり、それぞれ最適な委員でもって構成をしております。しかし、時間の関係やその他迅速に対応しなければならないことも多いですので、それぞれの専門分科会の審議、決議でもってご審議いただいたと考えさせていただきます。もちろん委員長として、常に専門分科会の分科会会長とともに市長にご報告するなど、行政との調整もさせていただきますが、そのような取り扱いにさせていただきたい。今までと変わりませんが、そういうことを確認していただくということでございますがよろしいですか。</p> <p>ですので、それぞれの専門分科会、審査部会でお決めいただくということでございますので、該当担当事務局ともご相談いただき、粛々と進めていっていただきたいと思っております。</p> <p>1回目ですので、何か行政からも、それぞれ専門分科会を所管している所管課からも要望があれば言ってください。よろしいですか。</p> <p>それでは、今の説明のとおりにさせていただきたいと思っております。本日の案件は以上でございます。</p> <p>事務局から何かございましたら、どうぞお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>本日のご審議ありがとうございました。次回の本審議会の開催の予定ということで、本年10月ごろを目途に開催を考えております。また時期が近づきましたら、改めてご案内はさせていただくこととしておりますので、どうぞまたよろしくお願ひしたいと思っております。</p> <p>また本日の資料の中で、案ということでお示ししていただいた分ですが、本日のご了承いただきましたので、また正式な資料を後日事務局でご用意いたしまして、委員の皆様へ欠席の方も含めまして送付をさせていただきたいと考えております。</p> <p>また、本日それぞれの専門分科会、審査部会でご審議をいただく委員の方も決まりましたので、本日以降、それぞれの各専門分科会等で、スケジュールに沿った形でご案内させていただくこととなります。また、改めて担当部局からご連絡をさせていただくということで、それぞれよろしくお願ひしたいと思っております。</p>
<p>委員長</p>	<p>それでは、予定しておりました案件は全て終了いたしました。平成2</p>

	<p>9年度第1回社会福祉審議会、これで終了させていただきます。どうもありがとうございました。</p>
--	---